

据置型定期預金（自動継続）規定

1. （自動継続）

- (1) 据置型定期預金（自動継続）（以下「この預金」といいます。）は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2. （預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前（1）による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、一部支払い後の預金元金についての適用利率は以下によるものとします。
 - ① 一部支払い後の預金元金残高が300万円以上の場合、この預金の当初預入日の据置型定期預金300万円以上の利率を継続して適用します。
 - ② 一部支払い後の預金元金残高が300万円未満の場合、この預金の当初預入金額にかかわらず、この預金の当初預入日の据置型定期預金300万円未満の利率を当初預入日に遡って適用します。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続取扱いをします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

3. （利息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - ⑦ 4年以上5年未満
 - ⑧ 5年
- (2) 継続後の預金についても前（1）と同様の方法によります。

- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

(2020年4月1日現在)